

平成22年10月 1日

環境大臣 松本 龍 殿

動物愛護管理法の見直しに関する要望について

社団法人 日本実験動物学会



理事長 八神 健一

私共は、実験動物学に関する学会活動を通じて、我が国における医学、生命科学等、関連学問領域の発展に寄与するとともに、適正な実験動物の飼養保管および適正な動物実験の実施について、普及、啓発活動も推進してまいりました。

このことに関して、平成17～18年に「動物の愛護及び管理に関する法律」や「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の改正、文部科学省、厚生労働省、農林水産省による各所管の機関に対する「動物実験等の実施に関する基本指針」の制定、日本学術会議による「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」が公表され、我が国における実験動物の飼養保管並びに動物実験の実施については、これらの法令や指針の下で新たな管理体制が構築されました。これは、昭和55年に当時の総理府による「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」と日本学術会議による「動物実験ガイドラインの策定について（勧告）」が出されて以来の、大きな制度改革となりました。新たな制度のもと、大学、研究機関等は機関長の責任の下に、機関内規程の策定、動物実験委員会の設置、教育訓練の実施が進められ、さらに動物実験の実施状況について点検・評価、外部者による検証（外部評価）の制度も構築され、社会的理解の下で学術研究、試験研究に必要な動物実験が進められております。

このたび、環境省中央環境審議会動物愛護部会および小委員会において、動物愛護管理法の見直しを開始されようとしていますが、実験動物に関して、以下の2点を要望いたします。

- 1) 動物愛護法見直しの検討において、「実験動物繁殖業者を動物取扱業に追加することの検討」については、見直しの対象から除外すること。
- 2) 動物愛護法見直しの検討において、「実験動物施設の届出制又は登録制等の規制導入の検討」については、見直しの対象から除外すること。

理由

- 1) 実験動物の飼養保管に関する現制度は、平成17年に広く関係団体を含めた議論を経て構築された制度であり、着実に普及、定着が進んでいる。
- 2) 現制度による実験動物の飼養保管において、国民生活に社会的不利益を来たす事例は認められていない。
- 3) 動物愛護法及び関係基準、関係省庁や日本学術会議の指針に基づく現制度による実験動物の飼養保管及び動物実験の実施体制については着実に普及、定着が進んでおり、社会的透明性を担保する第三者評価制度も運用が開始されている。
- 4) 現行の動物取扱業に対する規制は、実験動物や畜産動物とは社会的位置づけの異なる家庭動物や展示動物を対象とし、平成17年にそれまでの届出制から登録制へと規制強化されたものであり、社会的位置づけの異なる動物の取扱業まで範囲を拡大することを検討する段階に至っていない。